

今月のみことば 2016年7月

「また私は、死んだ人々が、大きい者も、小さい者も御座の前に立っているのを見た。…死んだ人々は、これらの書物に書きしるされているところに従って、自分の行いに応じてさばかれた。」
(ヨハネの黙示録 20章12節)

「憲法改正草案」の危うさ



選挙の 때가近づいてきた。八月の終戦記念日も近い今、気になるのは、自民党による「日本国憲法改正草案」のある箇所である。

現行憲法 97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである」が何とごっそり削除されているのである。ある有力な自民党議員は「今の憲法は憲法の資格さえない、主権は国民にはない、日本が長年培った伝統と歴史に主権がある」と公言してはばからない。

問題の根底には、「個人があつて国家がある」のか、それとも「国家があつてこそ、個人がある」という、二つの相反する命題がある。日本国憲法の基本精神はもちろん前者であるが、自民党草案は明らかに後者である。

「アメリカからの押し付け」と揶揄されることもある日本国憲法であるが、そのアメリカの建国の土台となった「独立宣言」の最初のくだりはこうである。

「われわれは、自明の真理として、すべての人は平等に造られ、造物主によって、一定の奪いがたい天賦の権利を付与され、そのなかに生命、自由および幸福の追求の含まれていること信ずる。また、これらの権利を確保するために人類のあいだに政府が組織されたこと、そしてその正当な権力は被治者の同意に由来するものであることを信ずる。」

つまり、造物主（神）の存在が前提となっているか否かでこれほどにも大きな違いが出てくるのである。

「お国のために死ぬことは当然」と教えこまれた戦前、「個人」はないも同然だった。また「国家神道は宗教ではない」という詭弁によって、「信教の自由」さえも簡単に奪い去られたのは、「国体護持」という国家至上主義があつたからだ。

「個人主義」が行き過ぎると、要求ばかりして国民としての当然の義務さえ果たさなくなることを憂える、と草案支持者たちは言う。それにも一理あることは否定しない。

しかし、「天与の人権」とは、最終的に「天」に対する説明責任が問われるものなのだ。「天」とは決して国家のことではない。為政者や元首ですらない。それは、「大きい者（権力者）も小さい者（庶民）」も公平に裁かれる神のことである。私たちがこの御方によって命と存在を与えられている、ということをしつかりと認識しなければ、時の権力者の考えに翻弄されることは必至である。

